

資料 1

北海道公立大学法人札幌医科大学情報セキュリティ基本方針（令和■年■月■日規程第■号）

北海道公立大学法人札幌医科大学は、「進取の精神と自由闊達な気風」及び「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」を建学の精神として、学術研究活動、教育活動、医療活動、社会貢献活動その他の業務運営等を推進することで、地域及び世界における本法人への期待と信頼に応え、これを将来に亘り発展、深化させ続けることを願う。

この高い目標に達するため、本法人は、現代の社会の幅広い分野が、情報通信技術に大きく依存していること、そして、これからの未来においても、進取の精神の下、この技術の高度な活用を図ることが、医学及び医療を攻究するために不可欠であることを踏まえ、その活用においては、個人情報をはじめとした様々な情報を保護することの重要性、殊に、機密情報の外部への漏えい等が生じた場合の、被害及び信用失墜の重大性並びにその原状回復の困難さについて、十分に認識する。

もとより、本法人が、地域とともに歩み、地域医療に貢献し、さらには世界最高水準の医学及び医療を攻究する存在として発展し続けるためには、地域からの信頼こそが、活動の重要な基盤であるとともに、目標へと向かう力の源泉である。本法人は、このことを正しく理解し、その信頼を損なうことがないように、日々、努力を継続する。

この基本的な姿勢に基づき、本法人は、電子情報の特質である、複製の容易性及び情報通信技術の脆弱性、そして、電子情報の適正な利用を妨げ日々巧妙化を続ける様々な脅威等について学び、考察し、これらに対する措置を将来に亘って実行し続けることを決意するとともに、本法人における自由闊達な気風と、研究及び教授の自由並びに教育研究組織の自治を尊重し、これらと調和のとれた、本法人全体の組織、施設、設備等の運営規範として、この基本方針を定める。

（基本的な措置）

第1条 本法人は、本方針の趣旨に則り、次に掲げる基本的な措置その他の措置により、継続的に必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 本法人が有する電子情報及び関連機器等に対する様々な脅威による危険性を回避し又はこれから防御することで、本法人及び本法人の構成員並びに関係者を守るための措置を推進すること。
- (2) 本法人の構成員が、その意図の有無ないしは故意過失の別を問わず、法人内又は法人外の電子情報及び関連機器等に対する攻撃の加害者になることを防止するための措置を推進すること。
- (3) 本法人の構成員が、電子情報の利用に伴う重大な危険性についての十分な自覚と責任を持って行動するとともに、電子情報及び関連機器等に対する様々な脅威に対して適切に対

処するための措置を推進すること。

(4) 本法人の構成員が情報通信技術の利用に当たり、情報倫理に適った行動をするための措置を推進すること。

(情報セキュリティ対策規程の制定)

第2条 本方針に基づく北海道公立大学法人札幌医科大学情報セキュリティ対策規程(以下「情報セキュリティ対策規程」という。)は、理事長が定める。

(規程等の基本原則)

第3条 本方針、本方針に基づく情報セキュリティ対策規程及びその他の規程等は、次に掲げる基本原則に則り制定及び運用がなされなければならない。

(1) 全ての電子情報及び関連機器等の利用は、学術研究活動、教育活動、医療活動、社会貢献活動及び業務運営その他の活動を行う上での本法人の利益に適わなければならない。

(2) 情報セキュリティ対策規程及びその他の規程類等において定められた権限の行使及び義務の履行については、健全な社会通念のもと、信義誠実の原則に則り合理的かつ合目的に、時宜に応じてなされなければならない。

(3) 情報セキュリティ対策規程及びその他の規程類等に定めのない行為であっても、本方針及び該当する規程等の趣旨に反する脱法的行為又は本法人の利益に反し自己若しくは第三者を利する行為は一切行ってはならない。

(規程等の解釈)

第4条 情報セキュリティに関係するすべての規程等は、情報の保護及びこれに対する様々な脅威からの危険性の回避、殊に機密情報の流出防止を主旨として解釈されなければならない。

(適用範囲)

第5条 全ての規程等は、本法人の権利が及ぶ全ての電子データ、記録媒体、電子データを処理するための機器等及び全ての関連文書並びにこれらを利用する全ての者に適用されることを原則とし、その詳細については、情報セキュリティ対策規程において規定する。

(違反時の措置)

第6条 法令又は規程等に対する違反行為を生じさせた者は、関係規程に基づき厳正に措置することとし、その詳細については、情報セキュリティ対策規程及びその他の規程等において規定する。

(規程類制定の委任)

第7条 本方針及び情報セキュリティ対策規程に基づくその他の規程等は、理事長、情報セキュリティ対策規程及びその他の規程等によって委任された職責にある者又は各規程等に関係する事務を所管する職責にある者がこれを定める。

附則

この規程は、令和■年■月■日から施行する。